

中小企業の事業承継に係る主な支援施策について

九州経済産業局

中小企業金融課

主な事業承継支援施策の一覧

	親族内・従業員承継	社外への引継ぎ (M&A)
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継診断、事業承継計画策定支援 ① ・ ローカルベンチマーク・経営デザインシート ・ アトツギ甲子園 	
承継円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継税制 (法人版・個人版) ② ・ 経営者保証解除に向けた総合的な対策 ① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継・引継ぎ支援センターによるマッチング支援 ① ・ 事業承継・引継ぎ補助金 (専門家活用型) ③ ・ 経営資源集約化税制 (準備金)
事後への挑戦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在不明株主からの株式買取り等に関する会社法特例 ② ・ 事業承継に係る費用に対する融資・保証制度 ② ・ 事業承継・引継ぎ補助金 (経営革新型) ③ ・ 経営資源集約化税制 (設備投資減税、雇用確保を促す税制) 	

- ① … 事業承継・引継ぎ支援センターによる支援
- ② … 経営承継円滑化法による支援
- ③ … 事業承継・引継ぎ補助金

1. 事業承継・引継ぎ支援センターによる支援

事業承継・引継ぎ支援センターの概要

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。

(1) 親族内承継支援

親族等に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

(2) 第三者承継支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

(3) 経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けて支援



事業承継・引継ぎポータルサイト
<https://shoukei.smrj.go.jp/#top>



事業承継時の経営者保証解除支援

- 新規借入や既存の経営者保証付き借入の借換の際に、経営者保証を不要にすることが可能な保証制度です。経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合には、保証料率が大幅に軽減されます。

名称	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
根拠法	中小企業信用保険法	経営承継円滑化法
認定	不要	必要
対象者	【対象者1】3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」(※1)を有する法人 【対象者2】令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの	3年以内に事業承継を予定する法人
資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと ③EBITDA有利子負債倍率(※2)が10倍以内 ④法人と経営者の分離がなされていること	
対象資金	【対象者1の場合】 ・事業承継までに必要な事業資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 【対象者2の場合】 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
保証限度額等	【一般枠】2.8億円(うち無担保8千万円)	【別枠】2.8億円(うち無担保8千万円)
責任共有制度	対象(8割保証)	
保証期間	【一括返済の場合】1年以内／【分割返済の場合】10年以内(据置期間1年以内)	
保証料率	0.45%～1.90% ⇒経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%に大幅軽減	

※1 信用保証協会の書式による計画書が必要

※2 (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)

九州各県の事業承継・引継ぎ支援センター

- まずは事業承継・引継ぎ支援センターにご連絡ください。

センター名	住所	電話番号
福岡県事業承継・引継ぎ支援センター	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル8階	092-441-6922
佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階・6階	0952-27-7071
長崎県事業承継・引継ぎ支援センター	長崎市桜町4番1号 長崎商工会館1階	095-895-7080
熊本県事業承継・引継ぎ支援センター	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所5階	096-311-5030
大分県事業承継・引継ぎ支援センター	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階	097-585-5010
宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター	宮崎市錦町1番10号 KITENビル7階	0985-72-5151
鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル13F	099-225-9534

2. 経営承継円滑化法による支援

経営承継円滑化法の概要

- 事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

1. 事業承継税制

- ◇事業承継に伴う税負担を軽減する特例を措置
- ①**非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度**
都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除
- ②**個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度**
都道府県知事の認定を受けた個人事業主の事業用資産の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

4. 所在不明株主に関する会社法の特例

- ◇都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例を新設【令和3年8月施行】
- 会社法上、株式会社は、株主に対して行う通知等が「5年」以上継続して到達しない等の場合、当該株主（所在不明株主）の有する株式の買取り等の手続が可能
- 本特例によりこの「5年」を「1年」に短縮

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 遺留分に関する民法の特例

- ◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、遺留分に関する以下の特例を措置
- ①**生前贈与株式等・事業用資産の価額を除外(除外合意)**
生前贈与した株式等(※会社)・事業用資産(※個人事業)の価額が、遺留分を算定するための財産の価額から除外されるため、相続後の遺留分侵害額請求を未然に防止
- ②**生前贈与株式等の評価額を予め固定(固定合意)**
後継者の貢献による株式等価値の上昇分が、遺留分を算定するための財産の価額に含まれないため、後継者の経営意欲を阻害しない(※個人事業は利用不可)

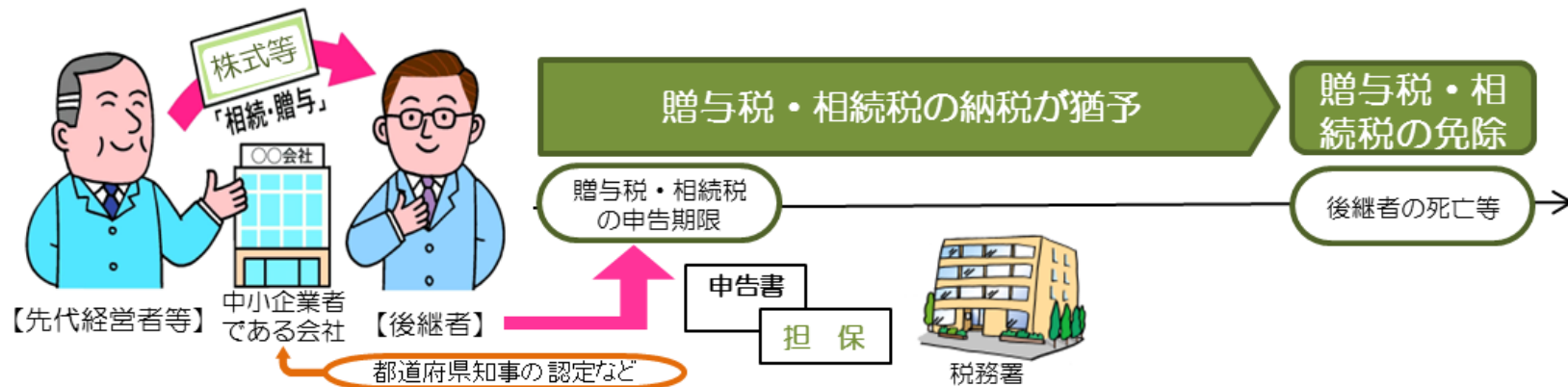
3. 金融支援

- ◇事業承継の際に必要な資金について、都道府県知事の認定を受けることを前提に、融資と信用保証の特例を措置
- ①**株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例(融資)**
対象：中小企業者及びその代表者(※)、事業を営んでいない個人
- ②**中小企業信用保険法の特例(信用保証)**
対象：中小企業者の代表者(※)、事業を営んでいない個人
※中小企業者〔会社〕の代表者
- ⇒事業承継に伴う幅広い資金ニーズに対応
(M&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金等も含む)

事業承継税制について

- 事業承継税制とは、後継者が経営承継円滑化法の認定を受けて、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予等する制度です。
- 法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、平成30年度税制改正により創設された**特例措置**については、事前の計画策定や適用期限等が設けられていますが、雇用要件が実質的に撤廃され、また、100%猶予されるなど様々な措置が講じられています。

○法人版事業承継税制のイメージ



法人版(一般措置・特例措置)と個人版事業承継税制の主な要件等の比較

	法人版 (一般措置)	法人版 (特例措置)	個人版
事前の計画策定	不要	特例承継計画の提出 〔 2018年4月1日から 2024年3月31日まで 〕	個人事業承継計画の提出 〔 2019年4月1日から 2024年3月31日まで 〕
適用期限	なし	贈与・相続等 〔 2018年1月1日から 2027年12月31日まで 〕	贈与・相続等 〔 2019年1月1日から 2028年12月31日まで 〕
対象資産	非上場株式等の2/3まで	非上場株式等の全部	特定事業用資産の全部
納税猶予割合	贈与100%、相続80%	100%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者	原則、先代一人から※後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上の株式等を贈与すること	一定数以上※の株式等を贈与すること ※後継者複数の場合、10%以上など	その事業に係る特定事業用資産 のすべて贈与(相続)すること
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化	雇用要件なし
経営環境変化に 対応した減免等	なし	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は納税を免除
年次報告	5年間は毎年報告	同左	不要
税務署への報告	<ul style="list-style-type: none"> 当初5年間は毎年 6年目以降は3年ごと 	同左	当初から3年ごと

九州各県庁の税制担当窓口

- 認定は各県庁で行っております。主たる事業所が所在している各県庁の窓口にお問い合わせください。

県名	部署名	住所	電話番号
福岡県	商工部 中小企業振興課	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3425
佐賀県	産業労働部 産業政策課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7182
長崎県	産業労働部 経営支援課	長崎市尾上町3-1	095-895-2651
熊本県	商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（製造業以外）	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2316
	商工労働部 産業振興局 産業支援課（製造業）		096-333-2319
大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	大分市大手町3-1-1	097-506-3226
宮崎県	商工労働部 商工政策課 経営金融支援室	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2944

- **税理士**

顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会 TEL : 03-5435-0931 (代) HP : <http://www.nichizeiren.or.jp/>

- **事業承継・引継ぎ支援センター**

事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。

- **独立行政法人 中小企業基盤整備機構**

中小企業の経営に関するサポートを行っています。

→がんばる中小企業経営相談ホットライン TEL : 050-3171-8814 HP : <https://www.smrj.go.jp>

3. 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは

- 事業承継・引継ぎ（M&A）後の設備投資や販路開拓等を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。



「事業引継ぎ時」にかかる費用を補助

【対象経費の例】

- ・M&A仲介業者やFAへの手数料※
- ・デュレリジェンス費用
- ・表明保証保険料

「承継後の取組」にかかる費用を補助

【対象経費の例】

- ・（事業に従事する従業員の）人件費
- ・新築・改築工事費用
- ・機械装置の調達費用

「廃業・再チャレンジ」にかかる費用を補助

【対象経費の例】

- ・廃業登記費、在庫処分費、解体費、現状回復費

補助率と補助額（令和3年度補正予算）

支援の枠組	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新 ※1	2/3以内	400万円以内
	1/2以内	400万円～600万円以内 ※2
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	2/3以内	600万円以内 ※3
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ ※4	2/3以内	150万円以内

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在

※2 生産性向上に関する要件を満たした場合に補助上限が上乘せ

※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減

※4 経営革新または専門家活用と併用可

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金 事務局HPのご案内

事業承継・
引継ぎ補助金

事業承継・
引継ぎ補助金
(経営革新)

事業承継・
引継ぎ補助金
(専門家活用)

事業承継・
引継ぎ補助金
(廃業・再チャレンジ)

事例集

公募要領等
ダウンロード

よくある
ご質問

総合
TOP

☎ 050-3615-9053

☎ 050-3615-9043

お問い合わせフォームはこちら

令和3年度 補正予算

事業承継・ 引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金は、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する制度です。



● 4月中旬公募開始予定

NEWS

お知らせ

2022.03.31 [公募開始およびWEBサイト開設のお知らせ](#)

※公募要領はこちらでご確認ください。

PURPOSE

事業目的

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小

事務局HP: <https://jsh.go.jp/r3h/>

補助率と補助額（令和4年度当初予算）

支援の枠組	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新 ^{※1}	1/2	300万円以内
	1/2	300万円～500万円以内 ^{※2}
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2	400万円以内 ^{※3}
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ ^{※4}	1/2	150万円以内

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在

※2 生産性向上に関する要件を満たした場合に補助上限が上乘せ

※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減

※4 経営革新または専門家活用と併用可

中小企業庁HPのご案内



The Small and Medium Enterprise Agency

中小企業庁は、現在事業活動を行っている中小企業、これから事業を起ころうと思っている方々を、様々な角度から支援する対策を展開しております。

本文へ サイトマップ English

文字サイズ 小 中 大

サイト内検索

トップページ 中小企業庁について 中小企業憲章・法令 公募・情報公開 審議会・研究会 予算 白書・統計情報



事業復活支援金に関するお知らせ
経済産業省ホームページ

令和3年度補正・令和4年度当初予算案の概要等

事業再構築補助金に関するお知らせ
経済産業省ホームページ

中小企業施策



財務サポート ● 税制 ● 会計 ● 中小会計要領 ● 会社法 ● **事業承継**

一覧はこちら

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスに関連した感染症対策総合情報 (経済産業省ホームページ)

おすすめリンク

中小企業施策利用ガイドブック



トップページ 中小企業庁について 中小企業憲章・法令 公募・情報公開 審議会・研究会 予算 白書・統計情報

トップページ > 財務サポート > 事業承継

財務サポート 「事業承継」
中小企業の円滑な事業承継を支援するための施策等についてご案内します。

● 税制 ● 会計 ● 中小会計要領 ● 会社法 ● **事業承継**



新着情報

- 「事業承継ガイドライン」を改訂しました(令和4年3月17日)
- 「中小PMI実務メニュー」を策定しました(令和4年3月17日)
- 中小企業の事業承継・引継ぎ支援に向けた 中小企業庁と一般社団法人中小企業診断協会との連携について(令和4年3月17日)
- 「第2回アトツギ子業」の受賞者を決定しました(令和4年3月14日)
- 第3回事業承継ガイドライン改訂検討会を開催します(取りまとめ)(令和4年3月11日)

経営の知恵情報

事業承継を知る

事業承継を知る

● 事業承継に関する情報が豊富に掲載されています。

事業承継を知る 事業承継を実施する 事業承継の支援策

● 事業承継の進め方と支援策 ● 親族内承継 ● 従業員承継 ● M&A ● 事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継の進め方と支援策

事業承継って、どう進めたらいいんだろう？

「事業承継」は引き継ぐ先や、企業のおかれた状況ごとに必要なステップが異なり、それぞれに対応する様々な支援策があります。こちらでは実際にこのステップと支援策について簡単な概要をご紹介します。
「そもそも誰に継がせたいのか(希望しい)」「関係者にどう説明したらいいのか」「どのくらい費用負担が発生するのか」など事業承継の実施に当たっては様々な悩みが出てきます。身近な専門家や、最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターにご相談しながら進めていきましょう。



親族内承継の場合

01
引き継ぎの準備

経営状況の確認や承継に向けた課題の把握

- 事業承継診断：診断により事業承継の課題を抽出できます
- ロールベンチマーク：会社の経営状況を把握、分析できます
- 経営デザインシート：これからの経営をデザインするためのツールがあります

02
円滑な引継ぎ

A. 関係者の理解

親族や従業員、取引先等に後継者や承継の時期を説明しましょう。

B. 後継者の育成

- 中小企業大学校：経営者に必要なマインドやスキルの上昇を図ります
- アトツギ子業：新規事業等に挑戦する後継者候補を応援するマッチングサービスです

C. 株式・事業用資産の相続・贈与

- 事業承継税制：相続税・贈与税の負担を軽減できます
- 遺留分に係る民法の特例、所在不明後主に関する会社法の特例：相続競争・自社株式の分割に対応できます

D. 経営者保証の解除

- 経営者保証解除：会社借入に対する経営者による個人保証を解除できる可能性があります

● まずは事業承継・引継ぎ支援センター相談を！

各都道府県の公的支援機関で、事業承継のご相談や計画策定を支援しています。

中小企業庁HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

<お問い合わせ先>

九州経済産業局
産業部 中小企業金融課

TEL : 092-482-5448

FAX : 092-482-5393